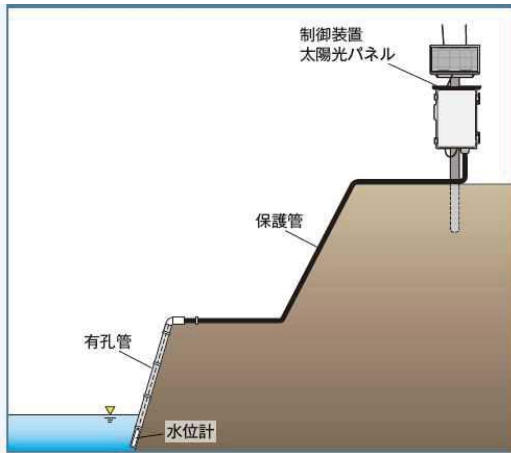


2. 減災対策関係の動き（H30年度）

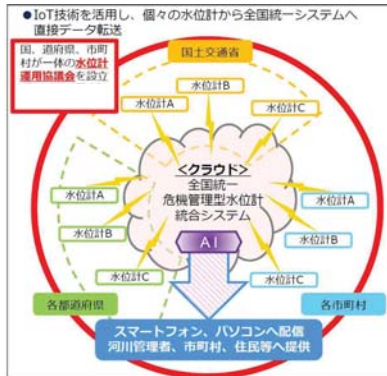
- ① 危機管理型水位計の設置について
- ② 国土交通省「簡易型河川監視カメラ」の整備について
- ③ ハザードマップを利用した防災学習の実施と今後の展開
- ④ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進に向けた取組事例

洪水時の円滑な避難行動や水防活動に資するため、**越水リスクの高い箇所**等に危機管理型水位計を整備し、河川管理者、市町村、**住民等に水位情報を提供**する。

今年の出水期までに、管内の28箇所において運用を開始する予定。現在、機器の設置作業中。



水位計設置イメージ図（堤防部・水圧式）



全国統一システムのイメージ



全国統一システム「川の水位情報」による情報提供

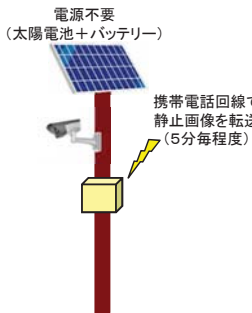
設置箇所 越水リスクの高い箇所に設置

No.	河川	KP	左右	箇所
1	大河津分水路	1.8	右	新潟県燕市 野中才地先
2	信濃川	1.0	右	新潟県長岡市 真野代新田地先
3	信濃川	5.3	左	新潟県長岡市 東与板地先
4	信濃川	15.3	右	新潟県長岡市 西蔵王地先
5	信濃川	34.5	左	新潟県小千谷市 元町地先
6	信濃川	38.0	左	新潟県小千谷市 上片貝地先
7	信濃川	39.5	右	新潟県長岡市 川口牛ヶ島地先
8	信濃川	42.0	右	新潟県長岡市 西川口地先
9	信濃川	45.3	右	新潟県小千谷市 塩殿卵ノ木地先
10	信濃川	46.0	右	新潟県小千谷市 川井本田地先
11	信濃川	51.0	左	新潟県小千谷市 真人町地先
12	信濃川	52.0	右	新潟県小千谷市 岩沢山谷地先
13	信濃川	58.5	左	新潟県十日町市 下組地先
14	信濃川	63.5	右	新潟県十日町市 西本町地先
15	信濃川	71.5	右	新潟県十日町市 南雲地先
16	魚野川	1.3	右	新潟県長岡市 東川口地先
17	魚野川	2.3	左	新潟県長岡市 西川口地先
18	魚野川	4.0	左	新潟県長岡市 川口和南津地先
19	魚野川	6.3	左	新潟県魚沼市 下島地先
20	魚野川	8.7	右	新潟県魚沼市 徳田地先
21	魚野川	10.3	右	新潟県魚沼市 根小屋地先
22	魚野川	12.3	右	新潟県魚沼市 四日町地先
23	魚野川	17.9	左	新潟県南魚沼市 五箇地先
24	魚野川	19.9	左	新潟県南魚沼市 五箇地先
25	魚野川	21.1	左	新潟県南魚沼市 浦佐地先
26	魚野川	23.5	右	新潟県南魚沼市 鯉島地先
27	魚野川	24.7	左	新潟県南魚沼市 九日町地先
28	魚野川	26.9	右	新潟県南魚沼市 水尾新田地先

国土交通省「簡易型河川監視カメラ」の整備について

- 管内の超水リスクが高い箇所 16箇所（信濃川 10箇所、魚野川 6箇所）に「簡易型河川監視カメラ」を整備します。
- 住宅密集地、病院、学校、福祉施設、主要インフラ（駅、線路、主要道路）の箇所を中心に整備していく。

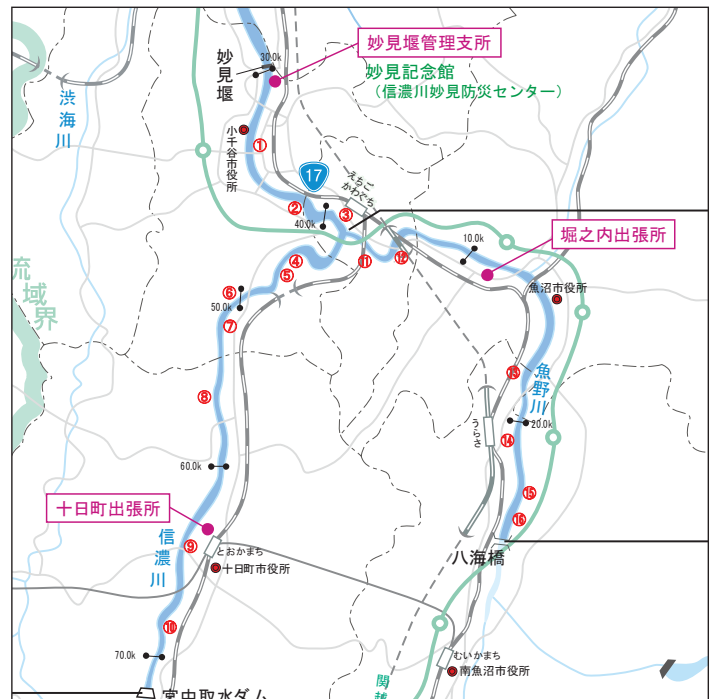
設置イメージ図



インターネットで情報発信



位置図（簡易型河川監視カメラ設置予定箇所）



設置予定箇所リスト

No.	河川	KP	左右	箇所
①	信濃川	34.5	右	小千谷市元町地先
②	信濃川	38.0	左	小千谷市上片貝地先
③	信濃川	42.0	右	長岡市西川口地先
④	信濃川	45.3	右	小千谷市塩殿卵ノ木地先
⑤	信濃川	46.0	右	小千谷市川井本田地先
⑥	信濃川	51.0	左	小千谷市真人町地先
⑦	信濃川	52.0	右	小千谷市岩沢山谷地先
⑧	信濃川	58.5	左	十日町市下組地先
⑨	信濃川	63.5	右	十日町市西本町地先
⑩	信濃川	71.5	右	十日町市南雲地先
⑪	魚野川	2.3	左	長岡市西川口地先
⑫	魚野川	4.0	左	長岡市川口和南津地先
⑬	魚野川	17.9	左	南魚沼市五箇地先
⑭	魚野川	21.1	左	南魚沼市浦佐地先
⑮	魚野川	23.5	右	南魚沼市鯉島地先
⑯	魚野川	26.9	右	南魚沼市水尾新田地先

～取組状況～ 信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会

- 「水害から命を守る」をテーマに、身近な水害リスクを自ら学び、自分たちにできることを考えることにより『自ら気づき、発見する』ことをねらいとし、信濃川のハザードマップを利用した防災学習を長岡市、加茂市並びに三条市等の中学校の総合学習の中で実施した。
 - 加茂市立葵中学校：1年生を対象に地球温暖化に伴う気象災害の変化、ハザードマップの見方を紹介し、ハザードマップ上で自宅、通学路、避難所を確認、避難行動について学習（H30.9.28）
 - 三条市立本成寺中学校：1年生を対象に三条市の逃げどきマップを使用して通学途中での避難行動について学習（H30.11.29）
 - 長岡市立長岡東中学校：全学年を対象にハザードマップの見方を紹介し、ハザードマップ上で自宅、通学路、避難所を確認、避難行動について学習（H31.1.21）
- 今後、指定支援学校等と連携を図り、『自ら気づき、発見する』ことを促すための防災教育プログラムの作成及び同プログラムの実施・改善を進めていく。

■ 防災教育の様子



スライドで信濃川の概要、地球温暖化に伴う気象災害の変化、ハザードマップの見方を紹介。



グループ毎に分かれ、ハザードマップを使い、ある特定地域における水害リスクを考え、その地域に住民の避難場所としてふさわしい場所を理由とあわせて検討、発表してもらった。

生徒からの感想

- 自分の家が浸水区域で危険な場所と知り驚いた。
- 自分の家は浸水しないが、川が近くにあるので、大雨・洪水警報が出たら油断してはいけないと思った。
- 日頃からの水害に対する備えが大切さがわかった。
- 自分のことは自分で守ることがわかった。

※防災教育のほかにも、信濃川河川事務所では各種出前講座を行っています。

要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進に向けた取組事例

実施機関	取組内容	参考URL
① 高知県高知市	・要配慮者利用施設を所管する担当部課を対象とした水防法、土砂災害防止法の説明会を開催	http://www.skr.mlit.go.jp/kochi/diary/mo nobe_gensai/h300927-7.pdf
② 富山県射水市	・要配慮者利用施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼、庁内の推進体制を確認。 ・対象施設への避難確保計画策定等義務化通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供	http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/upload/file/180605_gensai4/04%20torikumi-syusei.pdf
③ 群馬県	・県の関係部局が主体となって、国交省と連携して、要配慮者利用施設の管理者や監督する市町村担当者に対して説明会を開催 (30市町村、1850施設が出席)	http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000682313.pdf
④ 豊川水防災サミットの構成市町村	・市町村(防災部局及び福祉部局)が主体となって、避難確保計画作成に係る講習会をH30年度に複数回開催予定。 ・提出のあった避難確保計画について、マニュアルと照らし合わせて、内容確認をすることとしている。	http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/bohsai/mizu/toyogawa/pdf/h300509/4-shiryousai-1.pdf

物部川 水防災意識社会 再構築ビジョンの取組状況
 ～要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた支援の検討～ 【高知市】

要配慮者利用施設による避難確保計画作成への支援のため、庁内所管課を対象とした水防法、土砂災害法の改正に関する説明会を開催した。	【実施機関】 高知市
---	---------------

- 1 日 時 : 平成29年11月30日(木) 10:15～11:30
- 2 出席者 : 高知市 各施設担当課
(介護保険課, 障がい福祉課, 高齢者支援課, 地域保健課, 保育幼稚園課, 子ども育成課, 子ども家庭支援センター, 教育政策課)
- 3 内 容 : ・水防法改正についての背景, 概要, 避難確保計画作成の手引き等について国土交通省資料に基づき説明。
・今後のスケジュールについての協議。

水防法及び土砂災害防止法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画等に関する説明会
10/29, 11/30 防災政策課

1 水防法及び土砂災害防止法の改正について

根拠
『水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)』の施行により、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促すため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年11月30日に改正され、国土交通省が改正後の水防法等の施行期日を平成30年10月1日と定めた。これにより、要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の安全かつ円滑な避難の確保を図るため避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられた。

背景

平成27年8月 関東・東北豪雨
利根川

平成29年9月 台風第10号
小水川

○平成27年8月関東・東北豪雨や、平成29年9月台風第10号等では、激しい雨による多量の死者や甚大な経済損失が発生。
○全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「防災施策により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない状況は必ず発生するもの」と意識を根本的に転換し、ハードソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務

(国土交通省資料「水防法の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)」)



カテゴリ	要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組
内容	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
実施主体	射水市

- ・対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼、庁内の推進体制を確認した。
- ・対象施設に避難確保計画策定等が義務化されたことを順次通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供を開始

【詳細】

H29. 8. 25 地域防災計画に位置付ける要配慮者利用施設を見直し（市防災会議）

H30. 2. 9 避難確保計画作成等推進に関する関係課会議開催

H30. 2. 15 対象施設への避難確保計画策定等義務化通知及び資料提供を開始

＜施設への主な提供資料＞

- ・事業所がある場所の河川氾濫時における浸水深の想定
- ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）
- ・市の洪水害における避難勧告等の主な判断基準
- ・避難確保計画様式（射水市版作成例）
- ・緊急避難場所一覧
- ・市HP防災コーナーに「要配慮者利用施設避難確保計画作成支援」の項目を新設

「渡良瀬川の減災に係る取組方針」の実施状況

取組機関：群馬県

情報提供、避難計画等に関する取組

○具体的取組：要配慮者利用施設の管理者への説明会

○実施概要

群馬県では、要配慮者利用施設の水害・土砂災害対策に対して適切な避難行動がとられるよう、国土交通省、県関係部局と連携し、要配慮者利用施設の管理者や監督する市町村担当者に対して、河川・砂防情報等に関する理解を深めていただくための説明会を実施し、30市町村、1850施設に出席いただきました。

要配慮者利用施設説明会



わかりやすい情報提供

【河川監視カメラの設置・公開】

- ・洪水予報河川・水位周知河川 19河川 34観測所に設置予定
- ・H29. 6月より順次設置・公開

河川監視カメラのレイアウト



スマートホンの画面



(5) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会 (2/2)

・ 避難場所、避難ルートの検討

など

平成29年度までの実施内容

- ・ 要配慮者利用施設管理者に対する水害土砂災害への備えに関する説明会

平成30年度の実施予定

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会

三重県津市での試行結果を活用



(仮称)講習会の企画調整及び運営マニュアル

【活用主体】

市町村、都道府県、減災対策協議会

【マニュアル内容(案)】

- ①前期講習会(座学)
 - ・講習会の目的と実施内容
 - ・講習会当日までの全体スケジュール
 - ・事前準備作業内容
 - ・当日の運営上の留意点
 - ・講習会資料(案)
 - ・講習会不参加施設への対応方法
 - ・フォローアップ上の留意点
- ②後期講習会(ワールドカフェ方式)
 - ・ワールドカフェの目的及び効果
 - ・講習会当日までの全体スケジュール
 - ・事前準備作業内容
 - ・当日の運営上の留意点
 - ・ワールドカフェの進め方
 - ・ワールドカフェの実施事例(試行結果概要)
- ③参考資料
 - ・Q&A、作成事例集

活用

支援

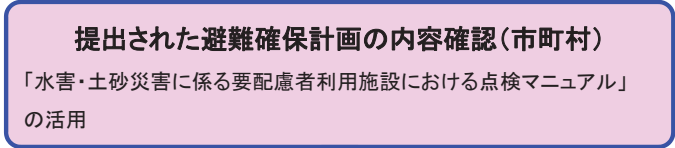
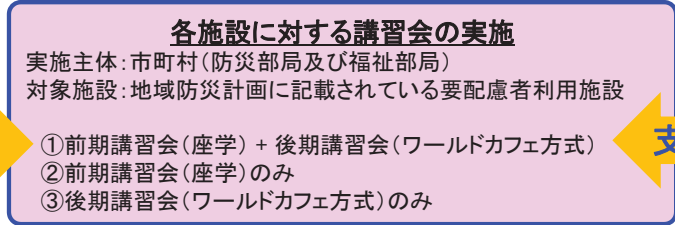
国・都道府県

【短期目標】

前・後期講習会、前期講習会による【率】の向上
市町村の講習会開催を支援し、平成33年までに作成率100%を目指す

【中(長)期目標】

後期講習会(ワールドカフェ方式)による【質】の向上
作成した計画の実効性の確保(訓練)による逃げ遅れによる被害ゼロを目指す



避難訓練の実施事例等の情報提供

